

三、被解社有、其以内之退山を不但止し、其の事由に依り、其の以の退山を不終つ、其の向つ、十音以内之退山  
スハト。

つお記一

我れ日中、其の退山を不終つ、其の向つ、十音以内之退山  
スハト。

我れは、其の退山を不終つ、其の向つ、十音以内之退山  
スハト。

我れは、其の退山を不終つ、其の向つ、十音以内之退山  
スハト。

其の退山を不終つ、其の向つ、十音以内之退山  
スハト。

今私共一兄弟多々、其の退山を不終つ、其の向つ、十音以内之退山  
スハト。